

# ひとりで抱え込まずに相談を あなたに寄り添って支援します



福祉総合相談室と、くらしサポートチームふらっとでは、自立相談支援事業・住居確保給付金・家計改善支援事業を実施しています。困りごとがある人やどこに相談したらよいかわからない人も、ひとりで抱え込まずに相談してください。

お問い合わせは、福祉総合相談室☎483-1151(代表)へ。

## 相談場所は市内に2か所 訪問も行っていきます

仕事、家計、ひきこもりなど、生活するうえで次のような悩みや問題を抱えていませんか。

- 仕事が続かない
- なかなか仕事が見つからない
- 離職して家賃が払えない
- 家計のやりくりが大変
- 市民税、国保料などの支払いが困難
- 家族がひきこもっている

相談支援員が専門機関と一緒に、悩みごとを確認・整理しながら、解決・改善に向けて寄り添いながら支援していきます。福祉総合相談室

### 【相談できる場所】

名称	場所	連絡先
福祉総合相談室 (健康福祉課内)	市役所2階	☎483-1151 FAX483-2665
くらしサポート チームふらっと (市社会福祉協議会)	福祉センター 1階	☎483-3021 FAX483-3083

### 【自立相談支援の流れ】

## 相談者に寄り添いながら継続的に支援します

### ①相談

直接または電話で福祉総合相談室か、くらしサポートチームふらっとへ。場合によっては、訪問相談も行いますので気軽に相談してください。

### ②課題を一緒に整理

複合的な問題が重なり、解決しにくいことがあります。専門の相談員と一緒に、悩みや問題を整理して支援計画(プラン)を作成します。

### ③支援の実施

支援計画に基づいて、解決・改善に向けて支援します。他の制度が活用できるのか検討し、適切な部署へつなぐなど、自立に向けて専門機関と一緒に取り組みます。

とくらしサポートチームふらっとでは、窓口や電話での相談はもちろん、来られない人には訪問して相談を行っています。

## 支援計画の作成や 関係機関との連絡調整も

就労・心身の状況、地域社会との関係性、そのほかの事情で、経済的に困り最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある人(生活困窮者)からの相談も受けています。

抱えている課題を一緒に確認・整理し、内容によっては、自立相談支援事業として、支援計画(プラン)の作成や関係機関との連絡調整などを行います。

家計改善支援事業としては、早期の生活再生を支援します。家計状況を見える化して根本的な課題を把握し、自分で家計を管理できるように、家計再生プランの作成や相談支援、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行います。

また、離職などにより住居を失った人や失うおそれがある人には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間の家賃相当額とし

て住居確保給付金を支給します。主な支給要件は、65歳未満で離職などから2年以内で、離職前に主な生計者であったことや、ハローワークに求職の申し込みをして安定した仕事に就くことを目指して求職活動を行っていることです。収入額や預金額などの要件もありますので、福祉総合相談室かくらしサポートチームふらっとに問い合わせてください。

## 成年後見制度を利用して 権利を守りましょう

成年後見制度は、家庭裁判所で選ばれた後見人などが、本人の利益を考えながら代理で契約などの法律行為を行ったり、財産管理をしたりすることで、認知症、知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る制度です。

「認知症の親族を悪徳商法から守りたい」「精神障害により財産管理や処分が難しい」「自分の死後、知的障害を持つ子の生活や財産の管理を誰かに任せたい」など、困っていることや不安なことはありませんか。

市社会福祉協議会後見支援センターでは、市の委託により成年後見制度に関わる相談をお受けしています。制度の説明や専門的な助言・指導、対象者の状況を把握して必要な手続きの支援をしているほか、この制度を周知するために講演会も行っています。また、必要に応じて後見人を受任しています。

電話や窓口だけでなく訪問での相談も行っています。詳しくは、福祉センター3階にある後見支援センター☎483-3021☎486-9787に問い合わせてください。



## 観光ガイドアプリ「コシルやちよ」に あなたのお店の情報を載せませんか

市内の観光スポットやグルメ情報を提供する、観光ガイドアプリ「コシルやちよ」に掲載する店舗などを募集します。

▼対象 市内の飲食店、喫茶店、菓子店、土産物店、観光・体験施設など ▼掲載内容 店舗の紹介、外観やメニューなどの画像、ホームページやSNSへのリンク ▼登録要件 ①市内に店舗などがある ②法人などに国税、都道府県税、市区町村税の滞納がない ③八千代市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員などや暴力団密着関係者でない ▼登録費用 無料 ▼申請方法 申請書類に必要事項を記入し、〒276-1850 市役所観光推進室へ郵送か持参、またはメールで提出してください。募集要項と申請書類は、観光推進室の窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます。掲載枠には限りがあります (観光推進室)

## 障害とLGBTに対する理解啓発講演会

第一部「障害者差別解消法における具体的事例の紹介」他者に理解されにくい障害に対する相談や具体的配慮、第二部「多様性を認め、自分らしく生きられる社会づくり」20人に1人はいるかもしれないLGBTをテーマに講演会を行います。社会の中で理解を得られにくいために、生きづらさを感じている人への支援を行っている人から話を聞きます。先着60人。

▼日時 3月4日(月)午後2時～4時(午後1時30分から受け付け) ▼場所 福祉センター4階 ▼申し込み 氏名(匿名でも申し込めます)、電話番号を電話で障害者支援課へ。市ホームページ(下のコード)から電子申請もできます。(障害者支援課)



## 募集 八千代歌壇とやちよ川柳の作品

毎月15日号の広報やちよに掲載している八千代歌壇と、やちよ川柳の作品を随時募集しています。はがきに、未発表の短歌(三首まで)または川柳(二句まで)、住所、氏名を書き、〒276-1850 市役所広報聴課へ郵送してください。締め切りは毎月月末です。

## 八千代市第2次健康まちづくりプラン改訂版・ いのちを支えるまちづくりプランを策定しました

八千代市第2次健康まちづくりプランは、健康増進法に基づき、25年度～34年度を計画期間とした市民の生涯を通じた健康づくりのための基本計画です。中間評価の結果と健康づくりを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、30年度～34年度の方向性を示しています。

また、八千代市いのちを支えるまちづくりプランは、自殺対策基本法に基づき、30年度～34年度を計画期間とする自殺対策の施策を示す計画で、第2次健康まちづくりプラン改訂版と一体的に推進するものとして策定しました。

これらの計画は、市ホームページや市役所1階法務課情報公開班、図書館で見ることができます。(健康づくり課)